



自動車保有関連手続等の 効率化に向けて

2024.12.5

- 自動車の保有に関連する各種の手続には様々なプロセスが介在。中古車の購入も然り（次頁参照）
- 市場原理が作用する「ローン契約」や「保険契約」とは異なり、「自動車保有関連手続」と「封印」については官が主体の行政手続
- 技術進歩等によりビジネスの進め方も進化し続けていることに鑑み、これらについても、個々の課題に照らし、次の取組が必要と思料
- これにより自動車保有関連手続等の“トランスフォーメーション”を図り、その効率化を促進すべき

【自動車保有関連手続】

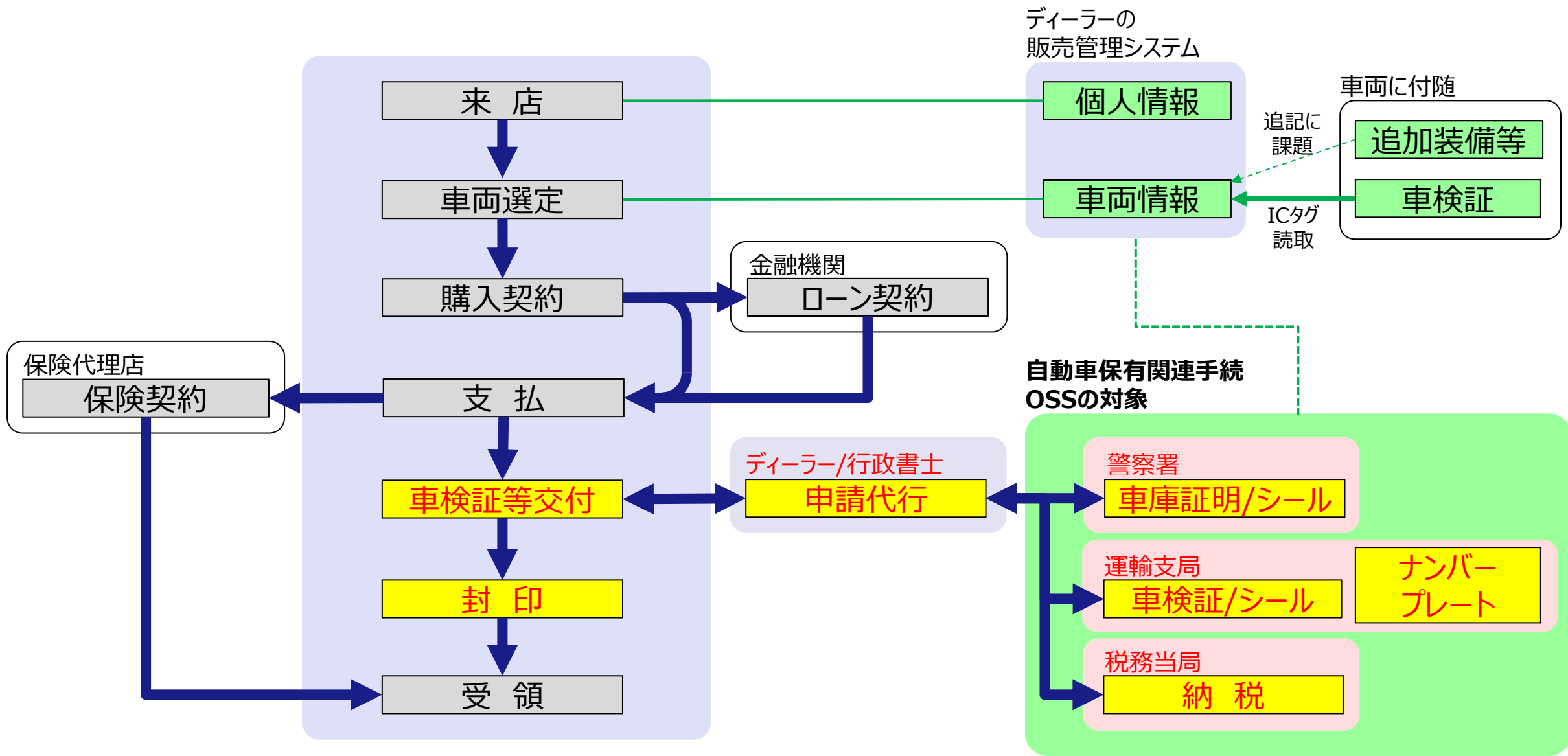
- 「デジタル完結・自動化原則」に基づく、自動車保有関連手続ワンストップサービス（OSS）の利用促進に向けた取組
 - ✓ 積極的なAPI解放等により、OSSの民間サービスとの連携を強化すべき ※OSS対象のあらゆる手続について同旨
 - ✓ 電子化に未対応の提出資料等の電子化を促進すべき
 - ✓ 電子化に対応している資料等についても、個々に内在するOSS環境での使い勝手の悪さを改善すべき
 - ✓ こうした状況に起因する、OSS申請におけるアナログ手続の併用（ハイブリッドOSS）を解消すべき
- 残存するアナログ手続における、その改善に向けた取組
 - ✓ 一部で存在する様式記載事項におけるローカルルールを廃止すべき
 - ✓ 合わせて、地域差のある様式については、その標準化を図るべき

【封印】

- ✓ 形骸化し、盗難防止効果にも乏しい封印を手続上廃止すべき
- その他、経済界としては、追加装備品情報を含めた個々の自動車の性能や機能等を総合的に確認・共有することのできるデータ基盤が存在しない、という課題を抱えている

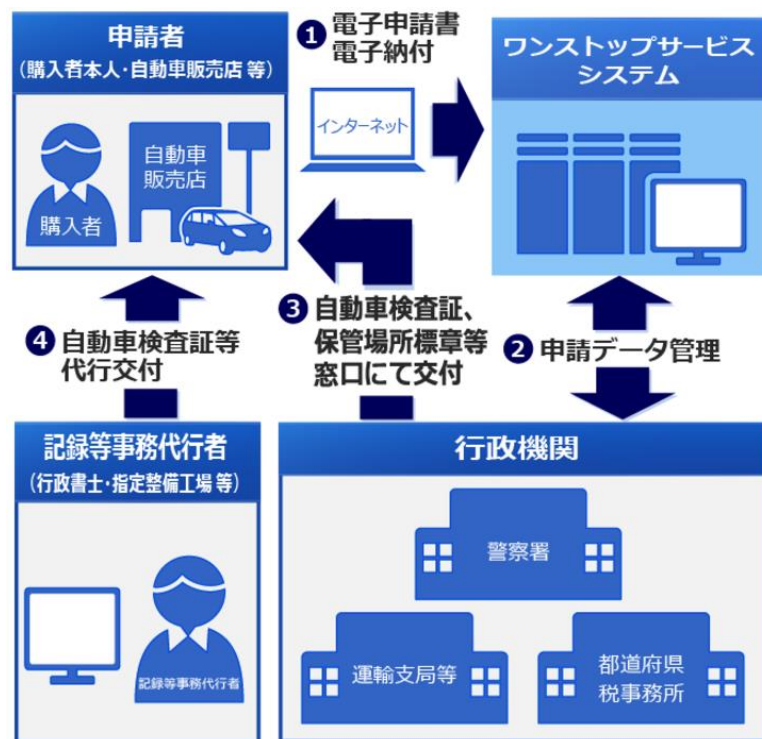
一般的な中古車（普通車・小型車）購入の流れ

3ナンバー 5または7ナンバー

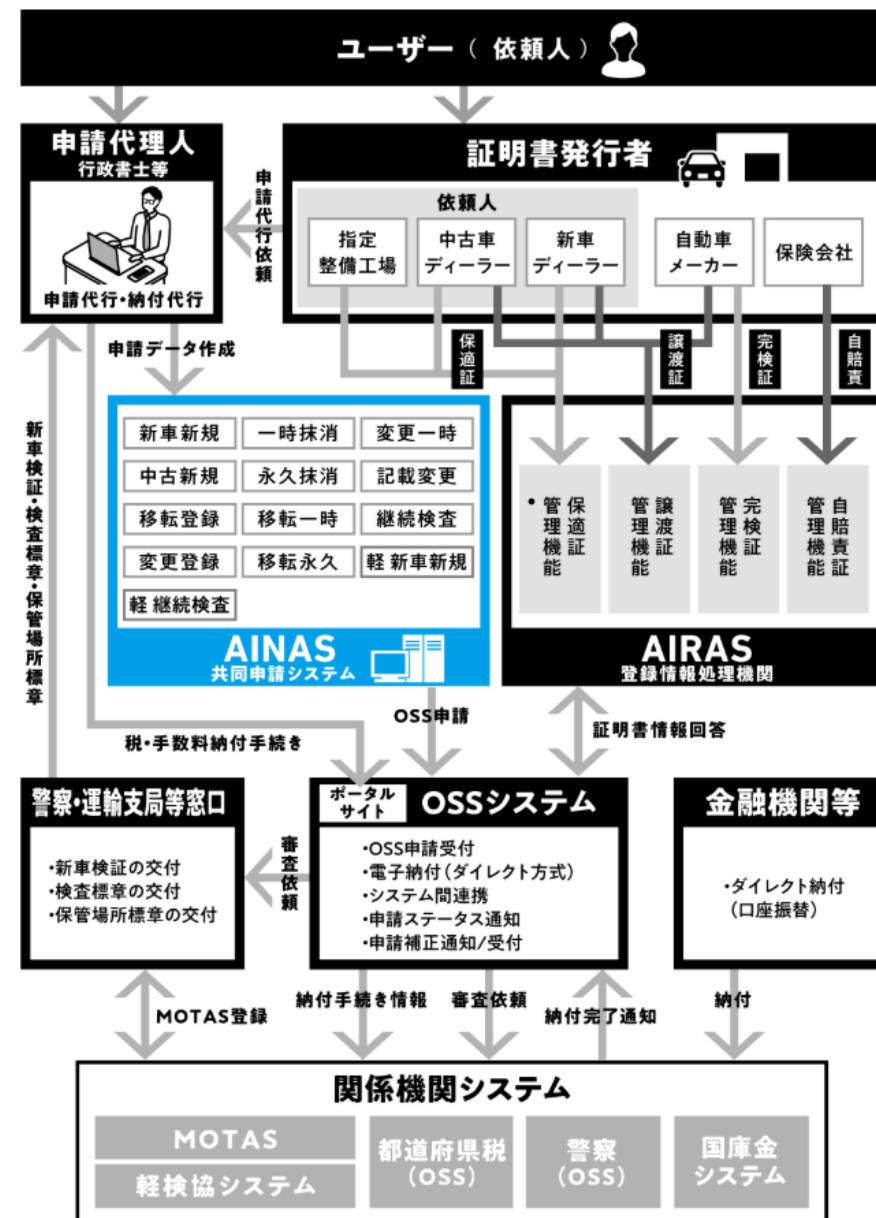


自動車保有関連手続ワンストップサービス（OSS）の概観

- 自動車を保有する際生じる数々の手続と税・手数料の納付をインターネット上で一括して行うためのサービス
- なお、API連携は可能なものの、一般には情報が開示されておらず、これを利用する事業者は少ないのが現状
- また、OSSの利用においてもアナログ手続との併用が主流に
⇒ 「デジタル完結・自動化原則」に則り、積極的なAPI解放を図るなど、OSS利用促進に向けた環境改善等を図るべき



【出典】 「自動車保有関連手続のワンストップサービス」ウェブサイト



【出典】 公益財団法人自動車情報利活用促進協会HP

OSS（中古車新規登録※ by 代理人）：各ステップの流れ

- 次の15のステップで構成されており、整理すると、「申請」「保管場所審査」「検査登録審査」に区分

※申請者と所有者が同じ場合。以下同じ。

申請

- 【ステップ①】申請に必要な書類等（次頁参照）の準備
- 【ステップ②】受任者（=代理人）情報ファイル・委任状の作成
- 【ステップ③】申請画面から申請：申請画面より**申請書を作成し、送信**
- 【ステップ④】受付審査時に必要な書類等の提出：申請書を送信した運輸支局等に**必要な書類等を提出**

保管場所審査

- 【ステップ⑤】保管場所証明（いわゆる「車庫証明」）申請**手数料の納付**
- 【ステップ⑥】保管場所審査状況の確認 ⇒ 【ステップ⑦】保管場所標章交付**手数料の納付**
- 【ステップ⑧】保管場所標章等の**交付物の受取** ※ステップ⑧はステップ⑨以降に行うことも可能（郵送も可）

検査登録審査

- 【ステップ⑨】検査登録**手数料の納付**
- 【ステップ⑩】技術情報管理**手数料の納付**
- 【ステップ⑪】検査登録審査状況の確認 ⇒ 【ステップ⑫】自動車重量**税の納付**
- 【ステップ⑬】自動車税審査状況の確認 ⇒ 【ステップ⑭】自動車**税の納付**
- 【ステップ⑮】自動車検査証等の**交付物の受取**

【出典】「[自動車保有関連手続のワンストップサービス](#)」ウェブサイト情報を元に新経済連盟作成

〔註〕ステップ⑧は保管場所標章等の交付ごと来年4月より廃止される予定

OSS（中古車新規登録 by 代理人）：申請に必要な資料等

●OSS申請に際し書面での用意が必要な資料等（ステップ①関係）は次のとおり

受付審査時に必要な資料等

- 登録識別情報等通知書（一時抹消登録※完了後に発行）または一時抹消登録証明書
※ナンバープレートと車検証を返納し、登録を一時的に抹消する手続
- 所有者の委任状 ●所有者の印鑑登録証明書
〔註〕委任者が電子証明書を用いないで作成した委任状を用いる場合
- 譲渡証明書
〔註〕所有者の変更がある場合で、譲渡証明書の情報が登録情報処理機関（次頁参照）に事前に登録されていない場合
- 保管場所証明書（車庫証明） ※OSS申請時には右頁の画像も登録
〔註〕警察署より書面で交付された保管場所証明書を用いる場合
- 親権者または後見人の同意書/承諾書等
〔註〕所有者が未成年者である場合

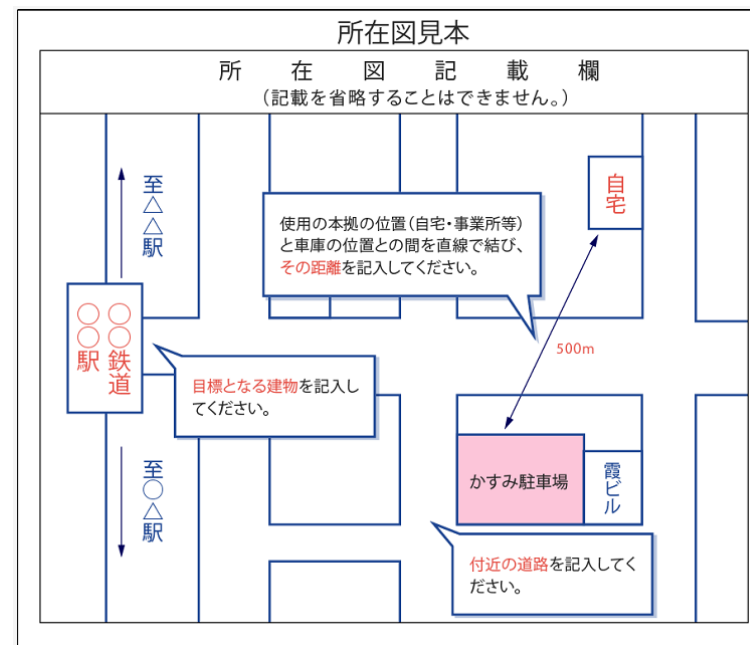
申請書の作成に必要な資料等

- 登録識別情報等通知書 または 一時抹消登録証明書
- 希望番号予約済証
〔註〕特定のナンバーを希望する場合
- 旧自動車のナンバープレートの番号 及び 旧自動車の保管場所標章番号
〔註〕旧自動車の保管場所を継続使用する場合

※OSS利用による保管場所証明申請の際に用いる添付画像

【記載事項】

- 使用の本拠の位置、保管場所（駐車場）の位置
- 使用の本拠の位置・保管場所の位置までの直線距離
- 周辺の目印になるような建物や付近の道路



〔註〕次の場合には省略可能

- ① 使用の本拠の位置と保管場所が同じ場合
- ② 車の買替等のケースにおいて、元の車で保管場所証明書の交付を受けている車庫で申請の場合

従来の自動車保有関連手続（中古車新規登録 by 代理人）：申請に必要な資料等

- OSSを利用せずに申請する場合には、次の資料等を用意する必要 ※緑字：OSS利用時にも書面提出が必要なもの
⇒ 電子化されていないなどOSS未対応の資料等も少なからず残存するところ、早急にこの問題を解消すべき

受付審査時に必要な資料等

- 新規登録申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書、または自動車検査証交付申請書）
- 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
- 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書

● 譲渡証明書

〔註〕所有者の変更がある場合

● 登録識別情報等通知書

● 所有者の印鑑(登録)証明書

〔註〕申請人（所有者）が未成年の場合、親権者が確認できる戸籍謄(抄)本又は戸籍の全部(個人)事項証明書及び親権者全員が実印を押印した同意書並びに親権者のうち1名の発行されてから3ヶ月以内の印鑑(登録)証明書を添付（未成年者で印鑑(登録)証明書が発行されない年齢の場合は印鑑(登録)証明書に代えて住民票を添付）

● 所有者の委任状

〔註〕代理人による申請の場合

● 使用者の委任状

〔註〕申請書に使用者の記名があれば不要 ※通常は記名があるので不要

● 自動車保管場所証明書

〔註〕使用の本拠の位置が自動車保管場所証明書適用地域の場合

- 使用の本拠の位置を証するに足りる書面

〔註〕使用の本拠の位置が使用者の住所と異なる場合であって自動車保管場所証明書適用地域外の場合

- 保安基準に適合していることが確認できる書面 ⇒次頁

〔註〕合格印のある自動車検査票、有効な自動車予備検査証、乗用車で保安基準適合証の交付を受けた自動車にあつては有効な保安基準適合証のいずれか

- 使用者の住所を証するに足りる書面

〔註〕国若しくは地方公共団体の使用する自動車若しくは自動車運送事業の用に供する自動車の場合または所有者と使用者が同一である自動車の場合には不要

- 事業用自動車等連絡書

〔註〕自動車運送事業等の用に供する自動車の場合

- 事業用自動車等連絡書、レンタカー事業者証明書（写し）
またはワンウェイ方式実施事業者証明書（写し）

〔註〕自家用自動車有償貸渡事業の場合

- その他：希望番号予約済証、字光式番号標交付願等

- 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書

〔註〕登録情報処理機関に電磁的に提供されている場合は不要

〔註〕提示のみ

OSS利用時も書面の提出が必要（写して良い書類もPDF添付送信に未対応）

OSS（中古車新規登録 by 代理人）：保安基準適合証の扱いに関する課題

- OSSにおいては保安基準適合証の扱いにも課題であり、書面提出が選ばれがち
⇒ OSS申請時の保安基準適合証の審査時間を短縮するなど、保安基準への適合確認プロセスを改善すべき

- 保安基準適合証についてはOSSでは電子版の登録情報処理機関への登録が求められるが、有効期間は15日間であり、保管場所審査・検査登録審査に要する期間等を考慮するとタイト。
- なお、運輸支局等で発行される有効期間3ヶ月の「予備検査証」もあるが、OSSには未対応。〔註〕対応が検討されている模様

- 保安基準適合証：指定工場（下記）で行われる検査で「[道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）](#)」への適合が認められたことを示す証明書。車検済の自動車を継続使用する際や、抹消登録されたナンバーの無い自動車に再度ナンバーを交付する際に発行。
- 予備検査証：抹消登録されナンバーの無い自動車を対象とする、認証工場（地方運輸局長の認証を受けた工場）、指定工場（認証工場のうち地方運輸局長の指定を受けたもの）、運輸支局で行われる車検と同内容の検査（予備検査）に合格したことを示す証明書。当該自動車に再度ナンバーを交付する際に発行。管轄に関係なく最寄りの運輸支局でも対応可。
- 登録情報処理機関：保安基準適合証、譲渡証明書、自動車損害賠償責任保険証明書等の発行者（利用者）の本人確認をした上で、利用者から当該証明書等に記載された事項の提供を受け、その内容を国土交通大臣からの照会に対して回答する業務を行う機関（国土交通大臣登録）。

OSS (中古車新規登録 by 代理人) : ハイブリッドOSSで未だに残る実印の押印等

- 結果としてアナログ手続を併用する形 (ハイブリッドOSS) で行われている申請では、申請書の書面での提出に加え、申請書や委任状への実印の押印、印鑑証明書の提出が行われている
⇒ アナログ部分で生じる無用な「押印原則」や「原本原則」の排除のためにも、OSSの完全利用を促進すべき

➤ なお、高級化も進む軽自動車の手続では実印の押印や印鑑証明書は求められておらず、そもそも不要とすべき。

中古新規登録

中古車の新規登録 (予備検査済みで、所有者と使用者が同一の場合)

鉛筆記入を推奨

希望番号を予約した場合は記入

車台番号の下7ケタを記入

新しい所有者の名前を記入

住所コード(9ケタ)を記入

丁目 番地・部屋番号

新所有者の実印が押印された委任状をお持ちの場合は、押印する必要はありません

申請日 令和4年1月4日

申請される方が代理人の場合のみ、記入が必要となります

原因とその発生日

委任状

氏名 関東 太郎

住所 横浜市中区北仲通5-57

受任者

氏名 関東 太郎

住所 横浜市中区北仲通5-57

上記の者を代理人と定め、下記自動車の **移転登録** 申請に関する権限を委任します。
(注 新規登録・移転登録・変更登録・抹消登録等の別)

委任する手続きを記入してください
(新規登録、移転登録、変更登録、一時抹消登録 など)
※ 移転登録は、名義変更のこと
※ 変更登録は、住所変更などのこと

自動車登録番号
又は車台番号 **MH12-1234567**

車検証に記載している自動車登録番号 (ナンバー) または、車台番号を記入してください

委任した年月日を記入してください

委任者 氏名又は名称 横 浜 一 郎 **実印**

住所 神奈川県横浜市都筑区池辺町3540

代理人に手続きを依頼する人の氏名 (法人の場合は、法人名 + 代表者名)、住所を記入してください
(氏名、住所に変更がある場合は、新しい氏名、住所を記入) 2箇所どちらに記入していただいても結構です
自動車の下記手続を委任する場合は、**実印を押印してください**
(新規登録、移転登録、永久抹消登録、輸出抹消登録、一時抹消登録)
実印以外は押印の必要はありません (ただし、ローン会社等によっては、押印の必要な場合があります)

従来の自動車保有関連手続（中古車新規登録 by 代理人）：様式不統一問題①

- 必要事項の記載があれば受理するとされているものの、運輸局や警察署ごとに提出書類の様式に違いが存在 ⇒ 一部に存在するローカルルールも排除しつつ、その標準化を図るべき

【委任状の例】

- 手続名を記入する必要のない東北運輸局の様式が重宝。使い勝手の良い様式に統合すべき。

委 任 状

代理人(窓口に来た人)の氏名
青森 三郎

(受任者) を代理人と定め、下記自動車の検査・登録申請及び復代理人の選任に関する一切の権限を委任します。

2年4月10日
委任された年月日

記

ナンバー又は車台番号
登録番号又は車台番号
GS***-1234567

委任者 氏名又は名称 東北 太郎 (印) 住所 青森市浜田字豊田139-13

委任者 氏名又は名称 運輸 二郎 (運輸) 住所 青森市青柳一丁目1-2

委任者の氏名・住所・実印押印

・欄外への捨印が必要

【出典】 [東北運輸局ウェブサイト](#)

委 任 状

ボールペンなどの消せない筆記用具で間違えないように記入してください (印刷、ゴム印などの使用も可)

氏名 関東 太郎
受任者 住所 横浜市中区北仲通5-57

代理人(実際に窓口に行く人)の氏名・住所を記入してください

上記の者を代理人と定め、下記自動車の 移転登録 申請に関する権限を委任します。
(注 新規登録・移転登録・変更登録・抹消登録等の別)

自動車登録番号又は車台番号 MH12-1234567

委任する手続きを記入してください (新規登録、移転登録、変更登録、一時抹消登録など)
※ 移転登録は、名義変更のこと
※ 変更登録は、住所変更などのこと

車検証に記載している自動車登録番号(ナンバー)または、車台番号を記入してください

令和00年00月00日
委任した年月日を記入してください

委任者 氏名又は名称 横 浜 一 郎 (実印) 住所 神奈川県横浜市都筑区池辺町3540

代理人に手続きを依頼する人の氏名(法人の場合は、法人名 + 代表者名)、住所を記入してください (氏名、住所に変更がある場合は、新しい氏名、住所を記入) 2箇所ものどちらに記入していただいても結構です
自動車の下記手続を委任する場合は、実印を押印してください (新規登録、移転登録、永久抹消登録、輸出抹消仮登録、一時抹消登録)
実印以外は押印の必要はありません(ただし、ローン会社等によっては、押印の必要な場合があります)

- ・委任する事務を手書きで入力する必要 (東北運輸局では「一切の権限」)
- ・受任者(代理人)の住所を記入する必要

【出典】 [関東運輸局ウェブサイト](#)

従来の自動車保有関連手続（中古車新規登録 by 代理人）：様式不統一問題③

【保管場所証明（車庫証明）申請書の例】

- 現金決済由来の警視庁と印紙由来の他道府県警とで2枚複写・4枚複写の違いがあるなど、様式に地域差が存在。
- そのような中、東京都以外の46道府県では埼玉県警の様式が通用。広く受け入れられている様式をベースに標準化を図るべき。

【自動車保管場所証明申請書】の記載例

※ 自動車を運輸支局に登録（新規登録・変更登録・移転登録）する場合に必要な書面です。

○ 新車を取得する場合（ナンバーが付いていない場合）～自動車販売業者の方に確認してください。
○ 中古車を取得する場合（ナンバーが付いている場合）～自動車検査証の内容と同じに記載してください。
○ 数字とローマ字をハッキリと区別して記載してください。次の間違いがしばしば見受けられますので、提出前に十分確認をお願いします。
※ (0(ゼロ)とO(オー)又はD(デー)、1とI(イチ)、2とZ、7とQ、8とB、9とP、V(ヴイ)とU(ウー))などに注意してください。

自動車保管場所証明申請書

車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	TA-ZZE12Z	ZZE12Z-12345	長さ 4.3m 幅 1.6m 高さ 1.4m

自動車の使用の本拠の位置 東京都千代田区豊洲1丁目2番3号 かすみ荘102号室
 自動車の保管場所の位置 東京都千代田区豊洲4丁目3番4号 かすみ荘車庫 No.1
 ※ 保管場所標準番号 841973632

警察署長殿 (100-8929) 東京都千代田区豊洲4丁目3番4号 かすみ荘102号室
 氏名 日本太郎
 電話番号 03(350)10110

使用権限 自己 () 他人 () 共有 ()
 連絡先 日本二郎 03(358)1555
 車庫番号 品川55001234

留意事項

- 申請書に記入した内容は、提出後、変更ができません。記入ミスや不明な点がある場合は、別途必要な書面の提出を求めさせていただきます。
- 申請書に記入した内容は、提出後、変更ができません。記入ミスや不明な点がある場合は、別途必要な書面の提出を求めさせていただきます。

※ 申請者の住所地と本拠の位置が異なる場合 ※
 使用の本拠の位置の確認書面として、電気・ガス等の公共料金の領収書、酒印のある郵便物、運転免許証、自動車検査証（軽自動車に限る）等、居住又は営業所等が確認できる資料の提出をお願いします。
 ※ 追加資料の提出を求めることがあります。

自動車の大きさ欄
 センチメートル単位で、右詰めで書きます（2単位以下切り捨て）。

使用の本拠の位置欄
 [個人の場合]
 実際に居住する場所の所在地を記載します。通常は、住民票の住所と同じです。
 [法人の場合]
 実際に営業を行う事業所の所在地を記載します（本社・支社等の所在地）。
 [通常、役員の本拠や社員寮等は、法人の使用の本拠とはなりません。]

保管場所の位置欄
 ○ 駐車場の所在地を住居表示で記載します（住居表示がない場合は、地番もしくは直近の番地を記載）。
 ○ 使用の本拠の位置から2km以内です。

保管場所標準番号欄
 次のいずれにも該当する場合は、申請書に旧自動車の保管場所標準番号を記載することにより、「所在図」の記載（添付）を省略することができます。
 ○ 自動車買い替え時等の自動車の入れ替えで、自動車の使用の本拠の位置と車庫の位置のいずれも旧自動車と変更がない。
 ○ 申請の時点で旧自動車を保有している。

申請者欄
 申請者欄に記載する住所・氏名等は、警察署窓口へ書類を提出する方ではなく、自動車の使用者となっている方の住所・氏名です。
 [個人の場合]
 住民票または印鑑証明書の住所と氏名を記載します。
 [法人の場合]
 登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を記載し、法人の代表者名を併記します。

【出典】 警視庁ウェブサイト

【自動車保管場所証明申請書】の記載例

埼玉県警察本部

完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書に記載してある内容を記入する。
 (新車の場合は自動車販売店へ照会してください)
 数字とアルファベットを明確に区別して記入する。(※注意 1とI、OとD、9とP、2とZ、8とB、VとU)
 なお、車台番号については左詰めで記入し、アルファベットには下欄にチェックしてください。

埼玉県警察本部
 ○ 業として代書行為を行うことは、行政書士以外では法律で禁止されています。
 ○ 交付には数日要します。

センチメートル(cm)単位で右詰めに記入する。(ミリ単位は切り捨て)

個人の場合は現在の居住地を記入する。
 法人格の場合は事務所の所在地。
 (※申請者住所欄と異なる場合は、原則本拠の位置であることを証明する資料(公共料金の領収書など)の提出が必要になります。)

駐車場の所在地を住居表示で記入する。
 (住居表示がない場合は直近の住居表示)

申請書の「備考欄2」を参照し、該当する場合には9桁の標準番号を記入する。
 警察署に提出する年月日を記入する。
 個人の場合は、住民票又は印鑑証明と一致する住所・氏名を記入する。
 法人格の場合は、登記簿又は印鑑証明と一致する所在地・法人名・代表者名を記入する。
 電話は繋がりにくいものを記入する。
 (携帯番号可)

星間、連絡をとることがありますので、申請者欄以外に連絡先があれば記入してください。

新規に○印をする場合
 新車・中古車の購入で、現在登録番号が付いていない場合。(登録番号欄は記入しない)

移転・変更にも○印をする場合
 車の名義を変える「移転登録」や引っ越し等で住所を変える「変更登録」をする場合。(現在の車に付いている登録番号を記入する)

増車にも○印をする場合
 この申請によって保管場所の収容台数が増加する場合。(登録番号及び車台番号は記入しない)

代替にも○印をする場合
 この申請によって保管場所の収容台数が変わらない場合。(出する登録番号及び車台番号を記入する)

添付書類
 ▲ 自己の場合 → 自認書を添付する。
 ▲ 他人の場合 → 使用承諾書又は契約書の写しを添付する。(親子間、夫婦間も他人とします。)
 ▲ 共有の場合 → 関係者の使用承諾書を添付する。

申請の車が登録を受けている場合は、自動車登録番号を記入する。
 この欄は、保管場所の自動車の増減を確認するものです。
 保管場所の土地又は建物の所有者が該当するところに○印をする。
 申請者以外の連絡先がある場合に記入する。

申請書に記入した内容は、提出後、変更ができません。記入ミスや不明な点がある場合は、別途必要な書面の提出を求めさせていただきます。

【出典】 埼玉県警察ウェブサイト

【参考】OSS（変更登録 by 代理人）：各ステップの流れ

- 変更登録においては中古車の新規登録と異なり保安基準適合証の扱いのような課題がなく、委任状への押印に代わる電子証明書も不要のため、OSS利用が比較的進んでいる

申請

- 【ステップ①】申請に必要な書類等（次頁参照）の準備
- 【ステップ②】受任者（=代理人）情報ファイル・委任状の作成
- 【ステップ③】申請画面から申請：申請画面より**申請書を作成し、送信**
- 【ステップ④】受付審査時に必要な書類等の提出：申請書を送信した運輸支局等に**必要な書類等を提出**

保管場所審査

- 【ステップ⑤】保管場所証明（いわゆる「車庫証明」）申請**手数料の納付**
- 【ステップ⑥】保管場所審査状況の確認 ⇒ 【ステップ⑦】保管場所標章交付**手数料の納付**
- 【ステップ⑧】保管場所標章等の**交付物の受取** ※ステップ⑧はステップ⑨以降に行うことも可能（郵送も可）

検査登録審査

- 【ステップ⑨】検査登録**手数料の納付**
- 【ステップ●】技術情報管理**手数料の納付**
- 【ステップ⑩】検査登録審査状況の確認 ⇒ 【ステップ●】自動車重量税の納付
- 【ステップ⑪】自動車税審査状況の確認 ⇒ 【ステップ●】自動車税の納付
- 【ステップ⑫】自動車検査証等の**交付物の受取**

【出典】「[自動車保有関連手続のワンストップサービス](#)」ウェブサイト情報を元に新経済連盟作成
〔註〕ステップ⑧は保管場所標章等の交付ごと来年4月より廃止される予定

【参考】OSS（変更登録 by 代理人）：電子委任状の扱いに関する課題

●他方、現場では電子証明書のない電子委任状が認められず、委任状の書面提出が求められる運用も見られる
⇒ 電子委任状を認めている以上、必要条件を定めるなどし、不用意なアナログ誘導を抑止すべき

- 様式が定められているアナログ手続では、委任状におけるこうした問題は生じない。
- 委任者の電子証明書が不要な電子委任状においても、どの申請窓口でも問題なく受け付けられる環境を整備すべき。

委任状

ボールペンなどの消せない筆記用具で間違えないように記入してください
(印刷、ゴム印などの使用も可)

受任者
氏名 間 東 本 郎
住所 横浜市中区北仲通5-57

代理人(実際に窓口に行く人)の氏名・住所を記入してください

上記の者を代理人と定め、下記自動車の **移転登録** 申請に関する権限を委任します。
(注 新規登録・移転登録・変更登録・抹消登録等の別)

自動車登録番号
又は車台番号 **MH12-1234567**

委任する手続きを記入してください
(新規登録、移転登録、変更登録、一時抹消登録など)
※ 移転登録は、名義変更のこと
※ 変更登録は、住所変更などのこと

令和〇〇年〇〇月〇〇日
委任した年月日を記入してください

車検証に記載している自動車登録番号(ナンバー)または、車台番号を記入してください

委任者
氏名又は名称 _____ 印
住所 _____

委任者 横 浜 一 郎 (実印)
氏名又は名称 _____
住所 神奈川県横浜市都筑区池辺町3540

代理人に手続きを依頼する人の氏名(法人の場合は、法人名 + 代表者名)、住所を記入してください
(氏名、住所に変更がある場合は、新しい氏名、住所を記入) 2箇所のどちらに記入していただいても結構です
自動車の下配手続を委任する場合は、**実印を押印してください**
(新規登録、移転登録、永久抹消登録、輸出抹消仮登録、一時抹消登録)
実印以外は押印の必要はありません(ただし、ローン会社等によっては、押印の必要な場合があります)

変更登録においては
実印の押印は不要

普通車等における封印問題①

- 国際的にも制度が残る国が日中の2国のみ収束するなど、封印はもはや形骸化
⇒ 軽自動車と同様に、普通車・小型車においても封印を不要とすべき

- 近年、自家用車の保有車両数（本年8月末現在）において、普通車の21,182,227台、小型車の17,612,834台を超える23,413,730台と軽自動車も大きく普及している。
- 普通車（3ナンバー）や小型車（5または7ナンバー）では新規登録や移転登録等の際に必要な「封印※」について、登録制ではなく軽自動車検査協会への届出制が採られている軽自動車では不要とされている。
※普通車・小型車の後部ナンバープレートに取り付けられたアルミ製の留め具
- 条件こそ少しずつ緩和されているものの、封印を行うことができる者は、新車ディーラー、日本中古自動車販売協会連合会（JU）傘下の中古車販売協会（加盟の中古車ディーラーが下請け）、行政書士会等に限定。
- 国際的にも封印が義務化されているのは日中韓の3ヶ国のみであり、韓国では来年2月20日に廃止される模様（[2024年2月19日KBS World記事](#)）。

普通車の封印



軽自動車のナンバープレート



普通車等における封印問題②

●封印の盗難防止としての効果にも疑問

⇒ 不要なコストばかりかかる封印に代わる盗難防止制度の確立を目指すべき

- 封印の目的として盗難防止が挙げられるが、インターネットで検索すれば封印を容易に外す方法を簡単に検索することもでき、その効果には疑問。
- また、軽自動車でも高級化が進む一方、盗難が顕著にみられるのはむしろ封印が義務化されている普通車であり、普通車や小型車のみ封印を求める現在の制度は形骸化している。
- こうした現状に鑑みると、盗難防止については封印とはまた異なる仕組みを検討すべきであり、単に申請や装着に時間・費用・労力のかかるだけの手続である封印は廃止すべき。

メーカー	車名（通称名）	令和6年上半期	令和5年上半期
		盗難台数	盗難台数
トヨタ	ランドクルーザー	590	256
トヨタ	アルファード	303	358
トヨタ	プリウス	287	260
トヨタ	レクサスLX	112	152
トヨタ	レクサスRX	80	34
トヨタ	ハイエース	60	77
ダイハツ	ハイゼット	55	54
トヨタ	クラウン	44	50
トヨタ	レクサスLS	44	41
スズキ	キャリイ	44	52

【出典】警察庁「令和6年上半期における車名別盗難台数の状況」

メーカー	車名（通称名）	令和5年		令和4年	
		盗難台数	千台あたり	盗難台数	千台あたり
トヨタ	アルファード	700	0.9	330	0.4
トヨタ	ランドクルーザー	643	2.2	710	2.6
トヨタ	プリウス	428	0.2	477	0.2
トヨタ	レクサスLX	261	32.7	344	52.7
トヨタ	ハイエース	187	0.2	134	0.1
スズキ	キャリイ	115	—	122	—
ダイハツ	ハイゼット	107	—	95	—
トヨタ	レクサスRX	88	0.8	188	1.8
トヨタ	クラウン	81	0.1	139	0.2
トヨタ	レクサスLS	71	0.9	67	0.8
日産	スカイライン	71	0.4	116	0.6

【出典】警察庁「自動車盗難等の発生状況等について」

自動車データの連携基盤の整備

●追加装備等、車検証から得られる情報以外のデータについては連携基盤が整備されておらず、個々の自動車の正確な性能や機能等の把握が困難

- 個々の自動車の情報のうち参照が可能なものは車検証に登録されている情報のみであり、メーカーが保有する車種マスター情報（グレード、オプション装備等）をはじめ、ディーラーや所有者が後に着脱したオプション装備等の情報について蓄積する基盤が存在しない。
- 結果として、所有者が変わる度にその確認が必要となるなど、旧所有者と新所有者の間での、個々の自動車の性能や機能に関する情報の非対称性の解消に相応の労力を要している。
- ついては、型式指定番号や類別区分番号と紐づけるなどしつつデータベースを構築し、関係者間で、車検情報のみならずこうした追加的な情報も効率的に確認・共有できるようにしていくことが必要。
- これにより、出荷から廃車まで通して自動車装備の履歴情報の蓄積も行えるようになり、廃車後の使用可能な部品の円滑な取引等にも資するなど、車体から部品まで自動車の資源の効率的な管理・流通が可能となる。



新経済連盟

Japan Association of New Economy